

公立大学法人富山県立大学預り金取扱要領

平成 27 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この要領は、公立大学法人富山県立大学会計規程実施細則（以下「実施細則」という。）第 38 条に基づき、公立大学法人富山県立大学（以下「法人」という。）における預り金の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において預り金とは、地方独立行政法人会計基準第 16 の 1 (7) に規定する預り金のほか、法人の業務運営上取扱う必要があると認められた預り金をいう。

(管理責任)

第 3 条 会計責任者は、預り金の経理事務を処理することについて権限と責任を有する。

2 出納責任者は、預り金の金銭の収納、支払及び振替について権限と責任を有する。

(預り金の経理)

第 4 条 預り金は、原則として公立大学法人富山県立大学会計規程及び実施細則を適用して経理を行うものとする。

2 別にその取扱いが定められている科学研究費助成事業等の預り金については、その定めるところにより経理するものとする。

(預り金出納帳の記帳)

第 5 条 出納責任者は、預り金を収納する場合には、現金の受払の都度、預り金リスト（様式第 1 号）に記帳しなければならない。

(預り金の精算)

第 6 条 預り金は原則として精算を行い、残額は返還しなければならない。

(利息の処理)

第 7 条 預り金から利息が生じた場合は、原則として法人に帰属させるものとして処理

する。

(個別の取扱い)

第8条 個別に預り金の事務取扱いについて定める必要がある場合には、本要領に則り、会計責任者が別に定める。

(月次収支報告書)

第9条 出納責任者は毎月末に、所掌する預り金について月次収支報告書(様式第2号)を作成し、翌月20日までに会計責任者に提出しなければならない。

(事故報告)

第10条 預り金の管理に関し事故が生じた場合は、遅滞なくその理由を会計責任者に報告し、指示を受けなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領を実施するために必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。